

変更の事由及び時期を記載した書類

ア 変更の内容

- (1) 法学研究科の収容定員を次のとおり変更する。

法学研究科

法学専攻	修士課程	入学定員	8名	収容定員	16名
法学専攻	博士後期課程	入学定員	3名	収容定員	9名
国際関係法学専攻	修士課程	入学定員	4名	収容定員	8名

- (2) 経済学研究科の収容定員を次のとおり変更する。

経済学研究科

経済学専攻	修士課程	入学定員	3名	収容定員	6名
経済学専攻	博士後期課程	入学定員	2名	収容定員	6名
経営学専攻	修士課程	入学定員	3名	収容定員	6名

- (3) 人間文化学研究科の収容定員を次のとおり変更する。

人間文化学研究科

人間行動論専攻	修士課程	入学定員	4名	収容定員	8名
地域文化論専攻	修士課程	入学定員	6名	収容定員	12名
地域文化論専攻	博士後期課程	入学定員	2名	収容定員	6名

- (4) 総合リハビリテーション学研究科の収容定員を次のとおり変更する。

総合リハビリテーション学研究科

医療リハビリテーション学専攻	修士課程	入学定員	3名	収容定員	6名
社会リハビリテーション学専攻	修士課程	入学定員	2名	収容定員	4名

これにより大学院全体の入学定員は119名から76名に、収容定員は264名から172名に改める。

2016年度

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
法学	法学	修士	10名	20名
		博士後期	5名	15名
	国際関係学	修士	8名	16名
経済学	経済学	修士	10名	20名
		博士後期	5名	15名
	経営学	修士	10名	20名

2017年度

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
法学	法学	修士	8名	16名
		博士後期	3名	9名
	国際関係学	修士	4名	8名
経済学	経済学	修士	3名	6名
		博士後期	2名	6名
	経営学	修士	3名	6名

人間文化学	人間行動論	修士	8名	16名
		博士後期	2名	6名
	地域文化論	修士	12名	24名
		博士後期	3名	9名
	心理学	修士	18名	36名
	総合リハビリテーション学	医療リハビリテーション学	修士	6名
博士後期			3名	9名
社会リハビリテーション学		修士	6名	12名
栄養学		修士	8名	16名
薬学	博士	3名	12名	
食品薬品総合科学	博士後期	2名	6名	
計			119名	264名

人間文化学	人間行動論	修士	4名	8名
		博士後期	2名	6名
	地域文化論	修士	6名	12名
		博士後期	2名	6名
	心理学	修士	18名	36名
	総合リハビリテーション学	医療リハビリテーション学	修士	3名
博士後期			3名	9名
社会リハビリテーション学		修士	2名	4名
栄養学		修士	8名	16名
薬学	博士	3名	12名	
食品薬品総合科学	博士後期	2名	6名	
計			76名	172名

イ 変更の事由

大学評価（認証評価）結果において「大学院における収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる」との指摘を受け、現状では収容定員が過大であると判断し、収容定員を変更する。

ウ 変更の時期

平成 29 年 4 月 1 日